



発行：令和8年（2026年）5月1日発行 株式会社ベストアドバース

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-4 NKビル1F

TEL ☎ 0120-010-492 FAX ☎ 0120-894-492

✉ info@bestadvice.co.jp 🌐 <https://www.bestadvice.co.jp>

## 生命保険等受取時の税金の種類について

保険金や年金を受取る場合には課税されますが、税金の種類は契約者（保険料負担者）、被保険者（保険対象者）、受取人が誰かによって異なります。

個人契約の契約形態と対象となる税金を例示していきましょう。

### 【死亡保険金にかかる税金(例)】

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
夫	夫	妻	相続税①
夫	妻	夫	所得税②
夫	妻	子	贈与税③

① 契約者で、被保険者でもある夫が死亡した場合には、受けとった死亡保険金は「みなし相続財産」として**相続税**の課税対象になります。

この場合には「死亡保険金の非課税金額」の範囲内で非課税となります。

（非課税金額＝500万円×法定相続人数）

② 契約者と死亡保険金受取人が同一の場合には、**所得税**の課税対象になります。

この場合には一時所得として他の所得と合算した上で総合課税され、**所得税と住民税**の課税対象となります。

③ 契約者が生存している場合には子が受け取る死亡保険金は

**贈与税**の課税対象となります。



## 【満期保険金にかかる税金（例）】

契約者	被保険者	満期保険金受取人	税金の種類
夫	夫または妻	夫	所得税または源泉分離課税④,⑤
夫	夫または妻	妻	贈与税
夫	夫または妻	子	贈与税⑥

- ④ 契約者自身が満期保険金を受け取る場合、一時所得として**所得税・住民税**の課税対象となります。
- ⑤ 5年満期一時払養老保険などの満期保険金を受け取った場合は、一時所得の課税ではなく、受取時の差益に対して、**所得税・住民税が満期保険金から源泉徴収**され課税が終了します。
- ⑥ 満期保険金を契約者ではなく、子が受け取った場合は子への**贈与**となります。暦年贈与の場合、18歳以上の子や孫への贈与は特例贈与、それ以外への贈与は一般贈与となります。

## 【個人年金保険の年金にかかる税金（例）】

契約者	被保険者	年金受取人	税金の種類
夫	夫または妻	夫	所得税⑦
夫	夫または妻	妻	贈与税、所得税⑧

- ⑦ 契約者自身が年金を受け取った場合、毎年受け取る年金は雑所得として**所得税・住民税**の課税対象となります。
- ⑧ 契約者である夫ではなく妻が年金を受け取る場合、年金受取開始時点での年金受給権の権利評価額には**贈与税**が課税され、2年目以降の毎年受け取る年金は雑所得として**所得税・住民税**の課税対象になります。

## 【収入保障保険の税金（例）】

契約者	被保険者	受取人	死亡時	年金受取時
夫	夫	妻・子	相続税	2年目以降所得税（雑所得）
夫	妻	子	贈与税	2年目以降所得税（雑所得）
夫	妻	夫		所得税（雑所得）

**\* 税額の計算など個別の事案については税理士にご相談ください。**

弊社では税理士など専門家の紹介も承っております。

お気軽にお問い合わせください。（井上）

